

○ 別表十三(七)「15」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例(交換により土地のみを取得した場合、宅地と交換差金を取得した場合又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた宅地の取得価額を超える場合)	「第68条の82第1項」又は「第68条の82第4項」	10259	「15」の欄の金額(当該金額が同表「21」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第68条の83第9項において準用する第68条の82第1項」又は「第68条の83第10項において準用する第68条の82第4項」	10541	

※「第68条の82第4項」又は「第68条の83第10項において準用する第68条の82第4項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※区分番号「10541」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る宅地を譲り受ける場合が該当します。

○ 別表十三(七)「23」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合又は譲り受けた宅地の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合)	「第68条の82第1項」又は「第68条の82第4項」	10259	「23」の欄の金額(当該金額が同表「29」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第68条の83第9項において準用する第68条の82第1項」又は「第68条の83第10項において準用する第68条の82第4項」	10541	

※「第68条の82第4項」又は「第68条の83第10項において準用する第68条の82第4項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※区分番号「10541」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る宅地を譲り受ける場合が該当します。

○ 別表十三(七)「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例	「第68条の83第1項」又は「第68条の83第4項」	10260	「32」の欄の金額(当該金額が同表「39」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※「第68条の83第4項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。